



社会福祉法人

龍ヶ崎市社会福祉協議会

第三次経営推進プラン

計画期間 令和7年度～11年度



～目 次～

第 1 章 社会福祉協議会の概要

- 1 沿革 1
- 2 法人概要 3

第 2 章 事業の実施体制と財源

- 1 職員体制について 5
- 2 事業の実施状況 8
- 3 財源について10

第 3 章 経営推進に向けた取組と本プランについて

- 1 これまでの取組12
- 2 経営推進における基本方針14
- 3 本プランの位置付けと構成15

第 4 章 これからの方針と課題への対応

- 1 [方針Ⅰ] 組織力の強化17
- 2 [方針Ⅱ] 地域福祉の推進20
- 3 [方針Ⅲ] 指定管理施設の充実22
- 4 [方針Ⅳ] 障害福祉サービス事業所の健全な経営 …24



第1章 社会福祉協議会の概要

1 沿革

（１）創設期から体制の確立まで

社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、昭和30年に任意団体として発足した後、茨城県等の指導により法人化が検討され、昭和45年10月に厚生大臣（現・厚生労働大臣）の認可を受けて設立されました。

しかしながら、法人維持の基盤となる財政面が脆弱で、運営が困難な状況が続いていました。その後、龍ヶ崎市からの支援により本会事務局組織をはじめとした組織体制と財政基盤の強化策が講じられました。

平成2年度には、国のモデル事業「ボラントピア事業」の指定を受けてボランティア活動推進協議会を設置し、これを契機としてボランティア団体同士の連携やボランティア活動の振興について協議がなされ、平成4年3月に龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会が設立されました。

平成4年度には、障がい者の自立化を支援する「就業と社会参加の場」づくりの実現を目指して、福祉の店検討委員会を本会に設置し、福祉の店の開設準備を進めました。多くの市民から寄付金などの協力や龍ヶ崎市からの財政的支援を得ることができたことで、平成6年7月、茨城県内においても先進的な取組として、障がい者自らが運営する「福祉の店ひまわり（令和5年5月に運営終了）」を龍ヶ崎市森林公園内に開設しました。その後も障がい者の就業実習のための事業を拡充し、障がい者自立化支援事業として発展させてきました。

（２）法人組織の拡大期

平成8年4月には、知的障がい者を対象としたデイサービスセンター（現・障害福祉サービス事業所ひまわり園（以下、「ひまわり園」という。））が龍ヶ崎市によって開設され、その管理運営業務を本会に委託されることになりました。

これと同時期に、龍ヶ崎市役所に隣接する旧茨城県農業改良普及所を改装した「龍ヶ崎市地域福祉会館」が開設されました。そして、その管理業務を本会が受託したことに伴い、市役所第二庁舎内に置いていた事務局を同会館内に移転することにしました。その後、平成10年度において増築工事が行われ、本会の事業活動拠点及びボランティアの活動拠点が整備されました。

平成16年4月に、財団法人龍ヶ崎市高齢者福祉事業団（以下、「高齢者福祉事業団」という。）との統合により、同事業団の事業（龍ヶ崎市総合福祉センタ





ー（以下、「総合福祉センター」という。）の管理および同センターを拠点とする高齢者デイサービス、身体障がい者を対象としたデイサービス（現・障害福祉サービス事業所あざみ（以下、「あざみ」という。）、龍ケ崎市ふるさとふれあい公園（以下、「ふるさとふれあい公園」という。）と職員を本会が継承したことにより、事業や財政規模が大きく拡大しました。

（３）地域福祉へのシフト期

各種施設の管理運営を龍ケ崎市から受託し、また介護保険制度や障がい者の自立支援制度にもとづく指定事業所を運営するなど、福祉事業を実施する法人として規模が拡大し、実績を重ねてきました。

このことは、龍ケ崎市における福祉的ニーズを充足する役割としては意義のあるものでしたが、法人設立の主旨である「地域福祉の推進」に関する取組みに対し、人員や予算を充当し難い状況になっていました。

この状況を重く受け止め、「地域福祉へのシフト」を重要な方針として打ち出し、地域住民との連携の強化とともに、住民にとってより身近な活動拠点の整備に注力することとしました。併せて、各事業の意義や成果等の精査を行い、高齢者デイサービス事業、居宅介護支援事業については、一定の社会的役割を果たしたものとして廃業することにしました。

そして、「地域福祉へのシフト」の成果として、平成２３年８月には支所・交流サロン・福祉の店といった３つの機能を有する「中央支所」を龍ケ崎市街地（上町）に開設しました。その後、令和元年７月には、本会の二つ目の支所として現在のＪＲ龍ケ崎市駅西口付近に「佐貫西口支所」を開設しました。いずれの支所も、本会の地域福祉活動の拠点であるとともに、住民の地域活動の場として賑わい、また憩いの場として親しまれています。

また、令和５年度には、これまで推し進めてきた地域福祉をさらに拡充させるため、生活支援体制整備事業を龍ケ崎市から受託し、支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で在宅での生活が送れるよう、地域の互助を高め支え合う体制づくりをはじめました。そして、各コミュニティセンター区域に生活支援コーディネーターを配置し、支援ニーズやサービス提供状況の把握の他、関係機関とのネットワークの構築などに努めてきましたが、今後、さらなるコーディネート力を身に着け、支援ニーズに応じた取組を積極的に行う必要があります。

更には、ここ数年、全国各地で大規模な災害が発生しており、都度、職員を被災地に派遣し支援してきました。令和６年度において災害が発生した際に速やかに対応できるよう、地域の団体や企業、関係機関が顔の見える関係を作るために「災害ボランティアネットワーク連絡会」を発足させました。





2 法人概要

(1) 設立の目的・事業

[目的] (定款第1条より)

龍ヶ崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

[事業] (定款第2条より)

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- ⑤ 前各号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 役員及び評議員

[理事]

定 数 10名以上15名以内

選出区分 地区の代表(4名)、福祉団体(2名)、ボランティア(2名)、福祉事業経営者(1名)、行政機関(2名)、事務局職員等(1名)、学識経験者(3名)

[監事]

定 数 2名

選出区分 財務諸表等を監査し得る者(1名)
学識経験者又は地域の福祉関係者(1名)

[評議員]

定 数 30名以上36名以内

選出区分 地域の代表者(26名)
各種団体等(10名)





(3) 本会の事務所・施設等の所在地

区 分	施設等	住 所
主たる事務所	龍ヶ崎市役所保健福祉棟	市 3 5 4 3 番地
従たる事務所 (支所)	中央支所	市 2 8 9 9 番地
	佐貫西口支所	佐貫町 4 8 9 番地 2 9
障害福祉サービス事業所	ひまわり園	高須町 4 2 0 7 番地
	あざみ	川原代町 5 0 1 4 番地 総合福祉センター内
	特定相談事業所	川原代町 5 0 1 4 番地 総合福祉センター内
指定管理施設	総合福祉センター	川原代町 5 0 1 4 番地
	ふるさとふれあい公園	高須町 4 1 4 5 番地
受託管理施設	元気サロン松葉館	松葉 2 丁目 9 松葉小学校内



龍ヶ崎市役所保健福祉棟



中央支所



佐貫西口支所



総合福祉センター



ひまわり園



ふるさとふれあい公園



元気サロン松葉館





第2章 事業の実施体制と財源

1 職員体制について

(1) 雇用形態ごとの状況

平成16年4月の高齢者福祉事業団との統合当時は、正職員44名、龍ヶ崎市からの派遣職員3名、嘱託員はフルタイムとパートタイムを合わせて11名、合計58名の体制でした。

令和6年9月1日現在、正職員については、定年や自己都合等により退職したことで、正職員数は再雇用職員2名を含めて27名となっています。

一方、嘱託員については、統合時11名であったものが、現在では20名となり、全職員に占める嘱託員の割合は19.0%から40.8%に増加しています。

統合（平成16年4月1日）当時				令和6年9月1日現在	
区 分	社 協	高齢者福祉事業団	合 計	区 分	人 数
正職員	26名	18名	44名	正職員	27名
市派遣職員	1名	2名	3名	市派遣職員	2名
嘱託員	5名	6名	11名	嘱託員	20名
合 計	32名	26名	58名	合 計	49名

※正職員の内、1名は龍ヶ崎市に実務研修

【課題】

正職員数は統合時の6割まで減少しており、人員の不足を嘱託員で補っている状況です。

一方で、事業については、社会的な情勢の変化や支援ニーズの高まりから専門性が求められる事業が拡大傾向にあり、職員の負担が増加しています。今後、本来、法人として取り組むべき事業を整理し、新規・重点業務を明らかにしていくことが重要です。





(2) 年齢の分布

下の表は、正職員を年齢別で分類したものです。

【年齢別表】

令和6年9月1日現在

20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	合 計
1名	1名	6名	17名	2名	27名

最も多い年代は50歳台であり、令和6年9月1日を基準日として平均年齢を計算すると50.2歳となります。

令和2年4月に20歳台、令和3年4月に30歳台を新規採用しましたが、平成16年4月の高齢者福祉事業団との統合当時、最も多かった30歳前後の職員が年齢を重ねた結果、現在では40歳台と50歳台が85.0%を占めるようになりました。

【課題】

年齢構成の不均衡が顕著であり、若い世代が著しく少ないことで組織の持続性が危ぶまれます。現況のまま5年間が経過した場合、1名が退職し、26名の平均年齢は52.2歳となります。そして、10年が経過した場合、更に5名が退職し、21名の平均年齢は58.7歳となり、15年が経過した場合、更に11名が退職し、職員の総数は10名となります。

将来的に、組織を維持していくためには、専門知識や即戦力となる職員の新規採用を早急に実施し、また計画的な採用を実施することで、年齢構成の不均衡を解消させるとともに、新しい世代への知識・ノウハウの継承を行う必要があります。

(3) 業務別の配置状況

次に、職員の配置状況を部門別に分類した場合、以下のようになります。なお、この分類は、実際の係等とは別に、業務の種類や分野ごとに分けたものです。

【業務別の職員配置表】

令和6年9月1日現在

区 分	正職員	市派遣	嘱託員	合 計	嘱託員の割合	業 務 等
事務局長	2名	1名		3名		
課 長	(7.4%)	(50.0%)		(6.2%)	0.0%	





総 務	3名 (11.1%)			3名 (6.2%)	0.0%	
支 所・ 福祉の店	2名 (7.4%)		4名 (20.0%)	6名 (12.3%)	66.7%	
地域福祉・ 生活支援	8名 (29.7%)	1名 (50.0%)	1名 (5.0%)	10名 (24.5%)	8.4%	
指定管理・ 受 託	3名 (11.1%)		4名 (20.0%)	7名 (10.2%)	57.2%	総合福祉センター、ふるさと ふれあい公園、 元気サロン松葉館
障害福祉 事業所	8名 (29.7%)		11名 (55.0%)	19名 (38.8%)	57.9%	ひまわり園、あざみ、 特定相談支援事業所
市への 実務研修	1名 (3.6%)			1名 (2.0%)	0.0%	
合 計	27名 (100.0%)	2名 (100.0%)	20名 (100.0%)	49名 (100.0%)	39.3%	

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合算して100%にならない箇所があります。

この表から、本会の設立目的とする地域福祉・生活支援よりも、障害福祉事業所に多くの人員が配置されていることが分かります。

また、障害福祉事業所は嘱託員の割合が多いことも特徴です。

【課題】

職員数が減少し、補充のための採用も行われていない中、地域福祉部門への職員配置が困難な状況です。

正職員が不足している中であっても、指定管理・受託施設や障害福祉事業所において管理・監督の任を担う正職員は一定数必要であると考えます。

これらの状況を踏まえ、業務の種類や規模に応じた適切な人員配置が必要です。





2 事業の実施状況

本会では、これまでの経緯や各機関との関係などから様々な種類の事業を行っており、これらを目的別に分類したものが次の表です。

【目的別の主な事業分類表】

令和6年9月1日現在

目 的	事 業 名
①福祉活動振興	生活支援体制整備事業 広報啓発事業 社会福祉大会事業 ボランティアセンター事業 ボランティア振興事業 青少年ボランティア育成事業 障がい者地域生活支援事業(手話入門・要約筆記等)
②市民交流	ふれ愛交流事業 歳末ふれ愛訪問事業 歳末地域たすけあい助成事業 いきがい交流事業
③生活支援	ふれ愛給食サービス事業 障がい者地域生活支援事業(点字・声の広報) 日常生活自立支援事業 在宅福祉サービス事業 ひまわり園 / あざみ / 特定相談支援事業所 障がい者自立化支援事業 ふれあい相談サロン 生活支援事業(車いす貸出等) 生活福祉資金貸付事業 緊急小口資金貸付事業 障がい者地域生活支援事業(スポーツレクリエーション等) 移送サービス事業 シルバーカー購入助成事業 チャイルドシート等購入助成事業





④いきがづくり	総合福祉センター ふるさとふれあい公園 元気サロン松葉館 敬老会事業 中央支所「交流サロンりゅう」 佐貫西口支所「まいりゅうサロン」
---------	---

このように事業の種類が多いことから、本会の活動に対して「分かりづらい」という印象を持たれることがあります。

しかしながら、いずれの事業についても、長い歴史の中、社会的な求めに応じて実施に至ったものであり、本会が社会福祉の事業体として積極的に役割を果たしてきた成果であると言えます。

その中でも、ふれ愛交流事業については、ふれ愛縁日の開催内容を見直し、ふれ愛広場の規模や場所を検討するなど事業の整理を進めています。また、社会福祉大会事業についても、規模や内容を縮小し、持続可能な形態に変更しました。更にその他の事業についても、類似のサービスと比較検討し、事業の廃止を含めて今後のあり方を検討しています。事業の整理を進めることにより「地域福祉」への転換を図ろうとしているところです。

今後、地域への働きかけによって住民同士の助け合いを醸成し、多くの方が様々な活動に参加することによって地域に大きな力が生まれる、そのような地域が本会の目指す地域の在り方と言えます。

一方で、地域の助け合いだけでは解決できないような福祉ニーズは、行政や本会にその対応が求められているものと考えられます。





【課題】

本会は、令和7年4月より龍ヶ崎市地域福祉会館から龍ヶ崎市役所保健福祉棟への事務所の移転に伴い、行政等とともに「福祉のワンストップ」に向けた体制を構築することとなり、大きな転換期を迎えます。このような中、社会情勢や様々な福祉ニーズの変化を捉え、重点的に取り組むべき事業に注力するため、既存の事業に見直しを加えながら合理的で効果的な事業運営に努めなければなりません。

そして、本会の主旨である「地域福祉の推進」を改めて強く認識し、取組の充実を図ることが大きな課題です。

また、龍ヶ崎市からの受託事業や障害福祉サービス事業所についても適切な事業運営を図ることにより、本会全体の評価が高まるものと思われます。

これらの事業を積極的に展開するためには、様々な知識や技能、経験を有する職員の育成により、組織体制の強化が必要となります。

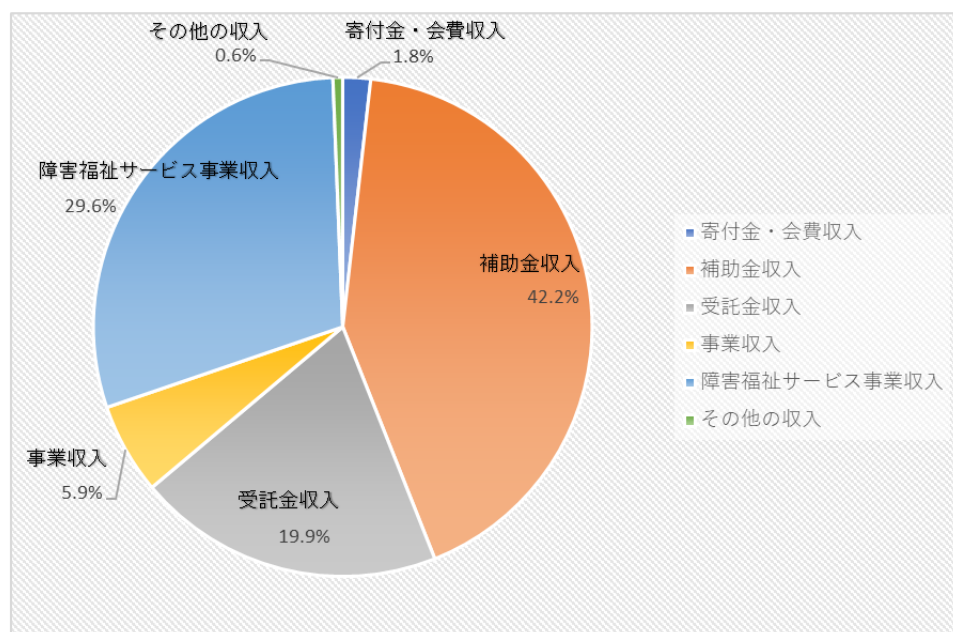
3 財源について

令和5年度決算における「事業活動による収入」を整理したのが次の表です。

【財源内訳表】

科 目	金 額	率
寄付金収入	995,632 円	1.8%
会費収入	5,811,483 円	
補助金収入	157,854,985 円	42.2%
受託金収入	74,570,164 円	19.9%
事業収入	22,130,035 円	5.9%
障害福祉サービス事業収入	110,918,103 円	29.6%
その他の収入	2,356,345 円	0.6%
合 計	374,636,747 円	100.0%





本会の財源は、従前は龍ヶ崎市からの補助金と会費収入が主体でしたが、その後、事業受託に伴う受託金が増えていきました。そして、その受託事業の大半が、制度改革に伴い関係法規に規定する指定事業所として実施することになったことから、受託金から障害福祉サービス事業収入に振り替わっていきました。

障害福祉サービス事業収入は、サービスの対価であり、利用者の数や利用回数により増減するとともに、国の報酬改定にも左右される性質があります。令和5年度決算では、障害福祉サービス事業収入は全体の29.6%を占めており、この事業の経営状況が法人全体に大きな影響を及ぼすことになります。

【課題】

会費収入は、収入全体の割合としては大きなものではありませんが、金銭的な利益を生まない地域福祉事業の財源であるとともに、本会の自主性を示す非常に重要なものとして、その確保が大きな課題です。

行政からの受託事業については、本会の特性を活かした事業を展開し、市民のニーズに応えることにより信頼の向上に努めます。

障害福祉サービス事業については、健全な事業所経営が重要になります。利用人数に応じた適切な人員配置により、適切なサービスの提供に努めます。また、民間事業所の情勢を見定めながら、提供するサービス内容を見直す必要があります。





第3章 経営推進に向けた取組と本プランについて

1 これまでの取組

本会における経営改善・推進に向けた取組については、平成21年度に策定した「経営改善計画」にもとづき、職員給与の5%削減や通所施設の補助率低減などの財政面のほか、事務事業の見直しを行ってきました。また、新たな活動拠点として、交流サロン機能を有した中央支所の開設や、指定管理者として運営する施設の利用時間の延長など事業の拡充を図ってまいりました。

その後、平成26年度を初年度とした「経営推進プラン」においては、賛助会員制度の創設や、ふるさとふれあい公園等における新たな交流事業、中央支所・佐貫西口支所といった活動拠点の充実など発展的な施策を展開する一方、介護保険事業など一定の社会的役割を果たしたとして事業を廃止したものもありました。

令和2年度からの「第二次経営推進プラン」においては、これまで推進してきた地域福祉を拡充させるために、新規事業として生活支援体制整備事業を龍ヶ崎市より受託し、各コミュニティセンター区域に生活支援コーディネーターの配置により地域で支え合う体制作りのほか、要介護者や障がいがある方が通院等に関する移動手段の支援として、移送サービス事業を開始することで市民に要望に応じてきました。

このように、中期的な視野のもと、重要課題について検討し目標を設定して実行するとともに、経営上の重要な決断をしてきました。

今般、新たな計画の策定にあたり、これまでの経営推進に向けた取組みを整理しつつ、組織として新たな目標を掲げ、地域福祉の推進に取り組むこととします。





経営推進プラン
(平成26～令和元年度)

〈組織力の強化〉

- ・ 賛助会員制度の創設
- ・ 人事評価制度の導入
- ・ 事務の効率化

〈地域福祉の推進〉

- ・ 地域活動への助成
- ・ 地域福祉活動計画の策定
- ・ 佐貫西口支所の開設

〈指定管理施設の充実〉

- ・ 新しい行事の開催
- ・ 利便性の向上

〈サービス事業所の充実〉

- ・ 新規利用の拡充
- ・ 関係機関との連携

第二次経営推進プラン
(令和2～令和6年度)

〈組織力の強化〉

- ・ 経営基盤の強化
- ・ 人材と組織体制の整備

〈地域福祉の推進〉

- ・ 地域福祉の担い手の支援、育成
- ・ 地域の課題に即した事業・サービスの実施

〈指定管理施設の適切な管理運営〉

- ・ 利便性の向上と活動や参加の機会創出により親しまれる施設運営
 - a 総合福祉センター
 - b ふるさとふれあい公園

〈障害福祉サービス事業所の安定した経営〉

- ・ 支援内容の充実と特色あるサービスにより選ばれる事業所経営
 - a ひまわり園
 - b あざみ
 - c 特定相談支援事業所





2 経営推進における基本方針

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する団体として定義付けられており、その定義が運営の根幹となっています。

地域福祉とは、龍ヶ崎市第3期地域福祉計画・龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画・（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）（令和4年12月策定）において「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民が主役となって、関係する機関や団体との協働により取り組む、地域の課題解決に向けた取組」としています。

すべての人が地域の一員として尊重され、安心した暮らしを続けられるためには、地域の人々が協力し合い、様々な課題の解決に向けて取り組むことが大切です。

本会としては、自らが社会福祉の専門性のある団体として事業を展開するとともに、コーディネートや情報提供など、地域福祉の中心的な担い手である地域住民の活動を支援していきます。

⇒《地域福祉の推進》

しかし、その前提として、本会が継続して力を発揮するためには、経営基盤が確立されていなければなりません。

特に、人員体制については、年齢構成の不均衡が生じており、今後10年間で約6割の職員が60歳を迎え、その後、順次定年退職となることから職員数が減少し、組織の持続性の観点から計画的な職員採用が不可欠となります。

⇒《組織力の強化》

また、本会は、龍ヶ崎市等から事業を受託するとともに、障害福祉サービス事業所を経営するなど、龍ヶ崎市における福祉の受皿としての役割も期待されています。

指定管理者として指定を受けている施設については、市民共有の財産を適切かつ効果的に運営をすることが求められます。委託元から提示された仕様に留まらず、本会がこれまで培ったノウハウや地域とのつながりなど、本会の特性を活かした特色ある運営を行っていきます。

⇒《指定管理施設の充実》

障害福祉サービス事業所については、利用人数ごとに人員の基準が示されており、その基準を満たした人員配置が求められます。また、サービス提供の対価として公的な資金を財源とする報酬を得ていることから、利用者数の増減が法人全体に及ぼす影響も大きいと言えます。近年、民間の事業所が増加し、サービスの提供も充実してきていることから、本会における障害福祉サービス事業所では、利用状況等に応じてサービス内容の変更や一部業務の委託化の検討を行っていきます。

⇒《障害福祉サービス事業所の健全な経営》





3 本プランの位置付けと構成

(1) 本プランの位置付け

本プランは、本会の経営に関する基本的な方針を定め、方針ごとの重点課題について法人全体で取組み、解決を図るための計画とします。

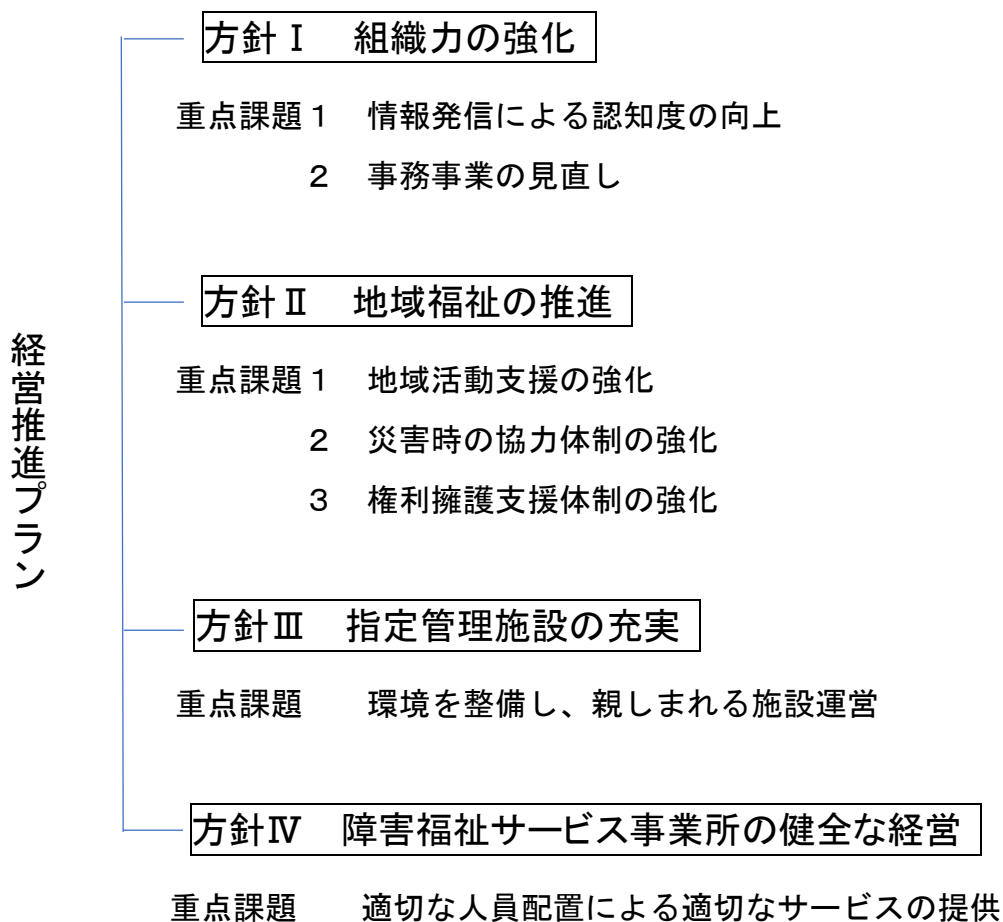
各年度の事業計画の策定や法人経営上の企画・調整にあたっては、本プランとの整合を図るものとします。

(2) 本プランの構成

経営上の方針に対し、重点課題を位置付けます。そして、重点課題ごとに解決に向けた取組内容（アクション）を定めるものとします。

本プラン策定にあたり、以下のとおり「方針」と「重点課題」を掲げ、これを骨子とします。

第三次経営推進プランの骨子

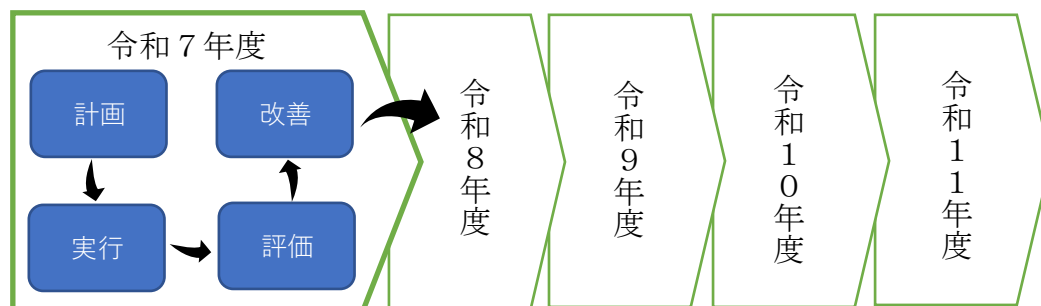




(3) 計画期間と進捗管理

本プランの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、課題の達成状況や時勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととし、毎年度終了後にその確認をします。



また、重点課題ごとに定める取組内容（アクション）については、年度ごとに達成目標を定めることとします。

そして、計画的な取組の遂行のため、毎年度終了後に取組みの成果や目標の達成状況について検証するものとします。





第4章 これからの方針と課題への対応

1 【方針Ⅰ】組織力の強化

（１）基本姿勢

本会は、これまで「地域福祉の推進」を重点課題とし活動を展開してきました。

そして、これからも龍ヶ崎市における地域福祉を推進する団体として、本会の特性を活かした取組、地域に根差した事業の実施が求められます。

一方で、組織を維持し活動を継続するためには、人材や資金といった経営資源が確保されなければなりません。また、これらの資源を計画的に適切に配分する必要があります。

今後も組織的な事業展開を継続しつつ、社会情勢の変化に対応していくためには、組織そのものの体力、すなわち組織力を高めていかなければなりません。

（２）これまでの取組と今後の重点課題

本会が取り組む活動の中には、龍ヶ崎市からの補助金及び受託金で実施する事業の他、会費や共同募金収入を財源とした事業があります。こうした事業を充実させるには、会費等の使途を明確化し、認知度の向上を図ることで会員を増強する必要があります。また、市民にサービスを活用していただくためには、多くの方の目に留まるような周知方法の工夫も課題となります。

そして、本会が取り組む事業は多岐に渡っています。約10年後には、職員数が半減することとなり、事業の存続・継承が困難な状況に陥らないようにするためにも、職員採用・配置計画を策定し、計画的に人員を確保することが組織を維持するうえで不可欠となります。併せて、限られた人員で市民のニーズに応じたサービスの提供が行えるよう、事務事業の見直しが適宜必要となります。



▲広報誌（しゃきょうだより）

重点課題

- 1 情報発信による認知度の向上
- 2 事務事業の見直し





(3) 重点課題ごとの取組み

1 情報発信による認知度の向上

① 市民の認知向上

【アクション】

しゃきょうだよりやホームページと共に、SNS 等を活用し、積極的にリアルタイムな情報を随時発信することにより、本会の活動内容についての理解を広めます。

SNS 等の活用については、フェイスブックやインスタグラムなど情報拡散力が高く、容易に操作が可能な媒体で発信します。

② 市民参画の拡大

【アクション】

SNS 等の活用により、これまで本会との接点が少なかったミドル世代（30歳台から50歳台）を対象とした講座等を開催します。

▶佐貫西口支所 まいりゅうサロン
子育てサロン



2 事務事業の見直し

a 財源確保の強化

① 会費等の賛同の強化

【アクション】

世帯を対象とした一般会費と企業や事業所などを対象とした賛助会費及び赤い羽根共同募金への賛同を得られるように使途を明確化し、市民や企業、事業所などへの呼びかけは SNS 等を活用し強化します。

また、会費等の納入については、キャッシュレス化の導入等、効率的な方法を検討し実施します。





② 補助事業及び受託事業の精査

【アクション】

事業内容や収支バランスなどを精査し、事業の改廃や必要に応じた予算要求を行い、適正な財源確保に努めます。

また、住民の多様化するニーズを把握し、本会の特性を活かした受託事業となり得る新規事業の提案を龍ヶ崎市に行います。

③ その他の財源確保

【アクション】

ホームページやしゃきょうだより等へ企業等の広告掲載を募ることにより、広告収入の確保に努めます。

b 人材と組織体制の整備

① 職員採用・配置計画の策定

【アクション】

組織を維持するにあたり、退職予定者や新規事業の展開を見据え、職員の定数管理を踏まえた長期的な職員採用・配置計画を策定します。

② 職員の資質向上

【アクション】

外部研修を積極的に活用し、知識や技能の習得に努めます。研修受講後に、内部での研修会や報告会を実施することで、組織全体でのレベルアップにつなげます。

また、龍ヶ崎市及び外郭団体との相互人事交流の実施により、職員の資質向上を図るとともに、外郭団体間で共通する事務の一元化による経営の効率化を検討します。





③ 職員間の情報共有

【アクション】

情報共有や懸案事項の協議を定期的に行い、組織力の向上を図ります。

また、全職員が共通の理解のもと業務に携われるよう、情報の発信や閲覧が容易に行える新システムの導入を検討し、DX化を推進します。

④ 障がい者福祉の事業方針の選定

【アクション】

法制度の改正や民間事業所の情勢を見定めることにより、障害福祉サービス事業所や障がい者自立化支援事業について、規模や内容の変更を検討し、より効率的、効果的な事業展開を行います。

2 【方針Ⅱ】 地域福祉の推進

（１）基本姿勢

私たちの地域には、年齢や性別が異なる方、様々な個性や背景を持った方が暮らしています。そして、中には生活する上で何らかの支援を必要とする方もいます。

どのような状況であっても、すべての人が、同じ地域で暮らす一員として互いに尊重し合い、助け合う地域をつくること、そして地域ぐるみで地域の課題を解決する取組が地域福祉であると考えます。

地域福祉を推進する団体としての本会の役割は、地域住民とともに、地域の課題を把握し、人、場所、機会、情報等をコーディネートすることで、地域福祉を担う活動への参加を促進し、課題解決を支援することです。



▲ふれ愛給食サービス

また、地域の課題に関して、住民や関係機関と協働し、あるいは福祉団体としての専門的な見地をもって権利擁護等の事業を実施していくことが求められます。

更には、大規模災害が龍ヶ崎市で発生した際に、迅速な対応ができるような体制の強化が求められています。





（２）これまでの取組と今後の重点課題

住民自治組織は、市民生活において基礎となる互助組織であり、地域福祉と密接な関わりがあります。本会では、市から生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターとして、各コミュニティセンター区域に設置される地域コミュニティ協議会に参加し、地域の課題の把握、課題解決のための支援に取り組んできました。

今後も、地域福祉の担い手として現に福祉活動をしている方だけでなく、福祉に関心がある方を活動に結びつける働きかけを行い、地域福祉の裾野を広げ、住民による主体的な活動を支援するとともに、災害時にも迅速に対応できるように企業等とも連携し、「顔の見える関係」を築いていきます。



▲ジュニアボランティアスクール

重点課題

- 1 地域活動支援の強化
- 2 災害時の協力体制の強化
- 3 権利擁護支援体制の強化

（３）重点課題ごとの取組

1 地域活動支援の強化

① 生活支援コーディネーターの活動の推進

【アクション】

「地域活動の推進」、「居場所づくりの推進」、「社会資源の充実」に向けた支援を強化します。

地域コミュニティごとの生活支援コーディネーター間での情報交換を密にするとともに、定期的にミーティングを実施し、コーディネート力の向上を図ります。





② ボランティア活動の活性化

【アクション】

ボランティアが継続して活動できるよう仕組みを構築していきます。とりわけ、次世代を担う若い世代の参加者を増やし定着化を図ります。

また、新たな人材確保に努めるため、福祉に関する講座内容を充実させるとともに、市民活動センター等との連携強化を図ります。

2 災害時の協力体制の強化

① 市内の企業や地域団体等と「顔の見える関係」づくりの推進

【アクション】

災害ボランティアネットワーク連絡会での研修会やセンター立ち上げ訓練等で企業や団体との関係強化を図ります。

② 龍ケ崎市との連携強化

【アクション】

龍ケ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアルに災害ボランティアセンター設置までのフローとチェックシートを整備し、龍ケ崎市との連携を可視化し体制強化を図ります。

3 権利擁護支援体制の強化

① 権利擁護（成年後見制度）の取組

【アクション】

生活に生きづらさを感じている市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、龍ケ崎市をはじめ関係機関との連携を強化し、障がい者を含む権利擁護体制を充実させるため、（仮称）成年後見サポートセンターを開設します。





3 [方針Ⅲ] 指定管理施設の充実

(1) 基本姿勢

本会は龍ヶ崎市の指定を受け「総合福祉センター」及び「ふるさとふれあい公園」の両施設の管理運営を行っています。

いずれの施設も、健康づくり、仲間づくり、生きがいくくりなど、地域住民の活動の場として、また憩いの場として親しまれていることから、地域福祉推進のための重要な資源であると言えます。



▲総合福祉センター

そして、市民共有の財産であるこれらの施設を適切に管理するとともに、本会の特性を活かした運営をすることが指定管理者としての本会の責任であり、それを全うすることにより本会の信頼と評価の向上につながるものと考えます。

(2) これまでの取組と今後の重点課題

利用者アンケートや利用者との日頃のコミュニケーション、各団体への聞き取りなどを通じて、利用者のニーズにあった施設環境の整備や健康増進講座、高齢者スポーツ大会、親子体験教室などの事業を実施し、利用人数のみならず利用者層の拡大に努めてきました。

これからも快適に利用してもらえるよう利便性の向上に努めるとともに、これまで築き上げてきた龍ヶ崎市長寿会連合会をはじめとする、地域の関係者との協力関係を更に深め、独自の事業を実施することで利用者から親しまれる施設運営に努めます。



▲高齢者スポーツ大会

重点課題

環境を整備し、親しまれる施設運営

a 総合福祉センター

b ふるさとふれあい公園





(3) 重点課題ごとの取組

a 総合福祉センター

① 施設の適正管理

【アクション】

利用形態に応じ、各居室等の利便性の向上に努めます。

また、龍ヶ崎市との連携を密にし、定期的な保守点検等を行うことで、施設の機能維持に努めます。

② 交流や参加・体験の機会創出

【アクション】

総合福祉センターの施設を活用し、利用者同士の交流を図るための事業の実施や幅広い年齢層の方々に利用いただく機会を創出していきます。

事業実施にあたっては、関係団体や地域の方々の協力を得ながら、施設を身近に感じてもらえる取組になるよう努めます。

b ふるさとふれあい公園

① 施設の適正管理

【アクション】

利用者が快適な環境の中で充実した活動ができるよう、計画的に剪定作業や草刈り作業などを進め、アトリエやグラウンドなどの環境整備に努めます。

② 交流や参加・体験の機会創出

【アクション】

ふるさとふれあい公園の施設を活用し、健康促進や利用者同士の交流を図るための参加・体験型などの事業を実施することで、幅広い層の方々の利用を促進していきます。

事業実施にあたっては、関係団体や地域の方々の協力を得ながら、参加者が自然に親しみ、施設の魅力を感じてもらえるような取組になるよう努めます。





4 「方針Ⅳ」 障害福祉サービス事業所の健全な経営

(1) 基本姿勢

障害福祉サービス事業所の「ひまわり園」及び「あざみ」は、地域で暮らしている障がいがある方が通い、身の回りの介助や、日常動作の自立のための機能訓練、就労実習などの支援を行う事業所です。

また「特定相談支援事業所」は、障がいがある方の相談に応じるとともに、日常生活や社会参加に必要なサービスの利用計画の作成などを行う事業所です。このことから、障がいがある方に寄り添い、地域における生活の基盤を支える事業であると言えます。

これらの障害福祉サービス事業所については、近年では就労系の事業所の増加や、新たにグループホームなどが参入するなど、障がい者を取り巻く環境が変化しております。

一方で、利用者の支援ニーズが多様化、また、利用者の障がいの程度の重度化もしており、それに合わせたサービスの提供ができる事業所が求められております。

これらを踏まえ、介護者との信頼関係を築きながら、利用者が安心して利用ができるように、安定的な事業所経営をすることが大きな課題となります。



▲ひまわり園

(2) これまでの取組と今後の重点課題

障害福祉サービス事業所の「ひまわり園」及び「あざみ」では、他事業所で受け入れが困難な利用者を受け入れる努力により、一定の給付費収入を確保しているものの、人件費増や物価高騰等により、施設運営に係る経費も増加傾向にあります。

今後の事業の実施にあたっては、一人ひとりの利用者に寄り添ったサービスの充実を図るとともに、他事業所の動向を見定めながら、事業所で提供しているサービス内容や人員体制を必要に応じて変更し、安定した事業所経営に努めます。



▲あざみ野外学習





重点課題

適切な人員配置による適切なサービスの提供

- a ひまわり園
- b あざみ
- c 特定相談支援事業所

(3) 重点課題ごとの取組み

a ひまわり園

① 一人ひとりに合わせた社会経験（体験）の機会充実

【アクション】

地域社会の中で充実した生活が送れるよう、利用者一人ひとりの個性や特性に応じた支援目標を設定し、日常生活で必要となる動作訓練や野外での体験学習などを通じて社会適応能力の向上に努めます。

② 適切な人員配置によるサービスの提供

【アクション】

利用者の障がいが多様化してきていることを踏まえ、専門的な資格取得や研修を受講することにより、職員のスキル向上に努めていきます。

また、市内近郊にある民間事業所の動向の調査、把握に努め、利用状況に応じてより効率的、効果的な運営が行えるよう、サービス内容の変更や一部業務の外部委託による業務形態の見直しに努めます。

b あざみ

① 一人ひとりに合わせた身体機能回復訓練の充実

【アクション】

身体機能の回復や維持を目的に、通所によるリハビリテーション支援を希望する先天性または後天的により身体に障がいのある方に対し、専門職が作成するリハビリメニューなどを継続して提供できる事業所として利便性を高めていきます。





② 適切な人員配置によるサービスの提供

【アクション】

利用者の障がいの程度が重度化してきていることを踏まえ、適切な職員の人員配置をするとともに、より多様な障がいに対応していくため、行動障害者支援や高次脳機能障害者支援など職員は専門的な資格の取得に努めます。

c 特定相談支援事業所

① 関係機関をはじめ法人内の連携の強化

【アクション】

市内近郊に相談支援事業所が増加傾向にある中で、引き続き、支援を実施すべき対象者を龍ヶ崎市と相談、協議していきながら、より支援困難な状況にある要支援者を受け入れていきます。

専門性や公共性の高い法人として、権利擁護に関わる担当者等と連携を図り、利用者に適切な支援プランの作成に努めていきます。

